## 近畿大学職務発明取扱規程

昭和46年5月20日

注 平成19年4月から改正沿革を付記した。

改正 平成19年4月1日

平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、教職員が本学在職中に職務上なした発明、考案及び意匠(以下「職務発明等」という。また職務発明等をした者を「発明者等」という。)、職務発明等に基づく特許権、実用新案権及び意匠権(以下「特許権等」という。)並びに職務発明等にかかるノウ・ハウの取扱に関する事項を定めるものとする。

(特許等を受ける権利)

第2条 教職員がなした職務発明等の特許又は登録を受ける権利(以下「特許等を受ける権利」という。)は、意思表示その他何らの手続を要せず、発明者等から大学が承継する。ただし、発明者等は、出願前の職務発明等について、またそれに関するノウ・ハウについては、出願前後を問わず、その秘密性を厳守しなければならない。

(出願に関する学内手続等)

- 第3条 教職員が職務発明等をしたときは、遅滞なく所属部署長及び学長を経て理事長に届け出るものとする。
- 2 前項の届け出があったときは、リエゾンセンター技術評価委員会が当該職務発明等について審議 を行い、その審議結果に基づき、学長を経て理事長が出願の可否を決定する。
- 3 出願及び職務発明等の実用化に関する手続と経費については、別に定める。
- 4 発明者等が職務発明等について、大学へ届け出ることなく、又は大学の承諾を得ることなく出願をした場合、大学は出願人の名義変更を求めることができる。また発明者等がその求めに応じない場合、大学は単独で名義変更に関する手続を進めることができるものとする。
- 5 教職員が職務発明等に含まれない発明、考案又は意匠をなしたときは、第1項のみを適用し、それらにかかる特許等を受ける権利の承継を行う場合は、大学と当該発明者等間で別途契約を締結するものとする。

(学外者との共同職務発明等)

第4条 教職員が学外の者と共同して職務発明等をした場合、教職員の持分についてこの規程を適用 する。

(特許を受ける権利等の承継に対する対価)

- 第5条 大学が特許等を受ける権利を承継したときは、当該職務発明等に基づく特許権等について通常実施権又は専用実施権が設定されライセンス料収入があった場合に、別表に定める算定基準によって発明者等に対し対価を支払うものとする。
- 2 前項の対価は、大学と発明者等との協議によって、研究費又は一時所得として交付する。
- 3 対価を研究費として交付する場合は、本学受託研究費取扱規程に準じて取り扱うものとする。
- 4 発明者等が退職した場合の対価は、以降も継続して一時所得として交付し、死亡した場合の対価 は、その相続人に一時所得として交付する。

(事務担当)

第6条 この規程に関する事務は、学術研究支援部研究支援課において行う。

附則

この規程は、昭和46年5月20日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成10年9月28日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。

时 目

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程のうち、別表備考の第2項、第3項については、平成23年4月1日以降に本学へのライセンス料収入があった発明等に適用する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

## 別表

## 実施化に伴う発明者等への対価算定基準

ライセンス料収入額	交付額
100万円まで	収入額の50%
100万円超過分	収入額の30%

- (備考) 1 発明者等などが2人以上ある場合は、等分した額を交付する。
  - 2 前記第1項に関わらず、発明者等間で互いに異なる寄与率を定めた場合は、寄与率に 応じた額(小数点以下切捨て)を交付する。
  - 3 発明者等が2人以上ある場合に、対価の受取りを辞退する発明者等がいるときは、当該対価は大学に帰属するものとし、他の発明者等が受取る対価は前記第1項又は第2項の通りとする。